

日本児童教育専門学校
授業料免除規定

(目的)

第1条 この規定は、経済的に困窮し納付金の支払いが困難である学生を対象に、授業料の免除を行うことを目的とする。

(免除金額)

第2条 学生一人に対する1年間の免除額は、年間の授業料の半額にあたる額（総合子ども学科：420,000円、保育福祉科：36万円）

*平成27年4月以前の入学者は総合子ども学科・児童教育科は370,000円、保育福祉科240,000円。

(対象者)

第3条 授業料免除の対象者は、次の一・二に該当する者とする。

一 日本児童教育専門学校（以下、当校）に在学中であり、勉学に対する意欲がある学生のうち、世帯の経済的状況が以下のア～エのいずれかの要件に該当していること。

ア. 生活保護法による保護費の受給

イ. 個人住民税（市区町村民税及び都道府県民税）所得税が非課税（税額控除前の所得割額が0円）

ウ. 保護者等の倒産、失職などによる家計の急変

エ. その他上記に準ずると学校が判断した者

二 学習の目標を定め、そのために必要な当校の講義・実習等を受講し、その結果について自己評価（必要に応じては教員による評価）を実施し、当校を通じて下記ア～イ等の東京都への報告・調査に協力することができる者。

ア. 都が派遣する就学支援アドバイザーからのアドバイスを受けること

イ. 記名式のアンケート調査やヒヤリング調査への協力

三 上記一及び二の要件を満たしていても以下の者は対象者とならない。

ア. 国の「被災児童生徒就学支援事業」を活用した被災者向け支援事業により都道府県から支援を受けている者。

イ. 外国人留学生

ウ. 複数の専門学校に在籍している者で、当校以外の専門学校から経済的理由により授業料免除を受けている者。

(申請期間及び申請方法)

第4条

- 一 授業料免除申請期間は毎年4月1日～7月31日までとし、当年度授業料を免除の対象とする。
- 二 上記期間内に「授業料免除申請書」に必要書類（別に定める）を添付し、事務局に提出する。
- 三 前年度に免除申請を行った者で、次年度も免除を希望する者は、次年度に改めて申請を行う必要がある。（前年度の免除結果が自動的に継続されることはない）

【対象者の選定】

第5条 当校に設置された選考委員会において、書類審査及び面接並びに成績・出席率により厳正に選考する。尚、免除決定後、過払い分の授業料は速やかに返金する。

附則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。